（別紙様式９）

年　　月　　日

インドネシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定施設及び認定番号 |  | 輸出水産食品の名称 |  |
| 輸出予定年月日 |  | 品質確認者氏名 |  |

１．官能検査

（１）外観の確認が可能な食品の判定基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判定基準 | 品質確認者氏名 |
| 外観 | 病気/感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等目に見える異常が認められないこと。 |  |

* 品質確認者は、官能検査を実施し、署名すること。

（２）外観の確認が困難な食品の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 判定基準 | 品質確認者氏名 |
| ①加熱加工されていること。（製造工程表等により確認）  （例１）密封の状態で加熱殺菌された製品（121℃3.6分間）  （例２）低温殺菌された製品（90℃10分間）  （例３）機械で乾燥された内臓除去製品（100℃30分間）  （例４）魚油、魚粉 |  |
| ②原材料が（１）の判定基準を満たしていること。（誓約等により確認） |  |

* 上記①、②のいずれかを満たしていること。